

平成28年度 石川労働局雇用環境・均等室での法施行状況

～男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する相談、是正指導、紛争解決の援助の状況を取りまとめ～

1. 雇用環境・均等室で取り扱った相談、是正指導の状況・総数

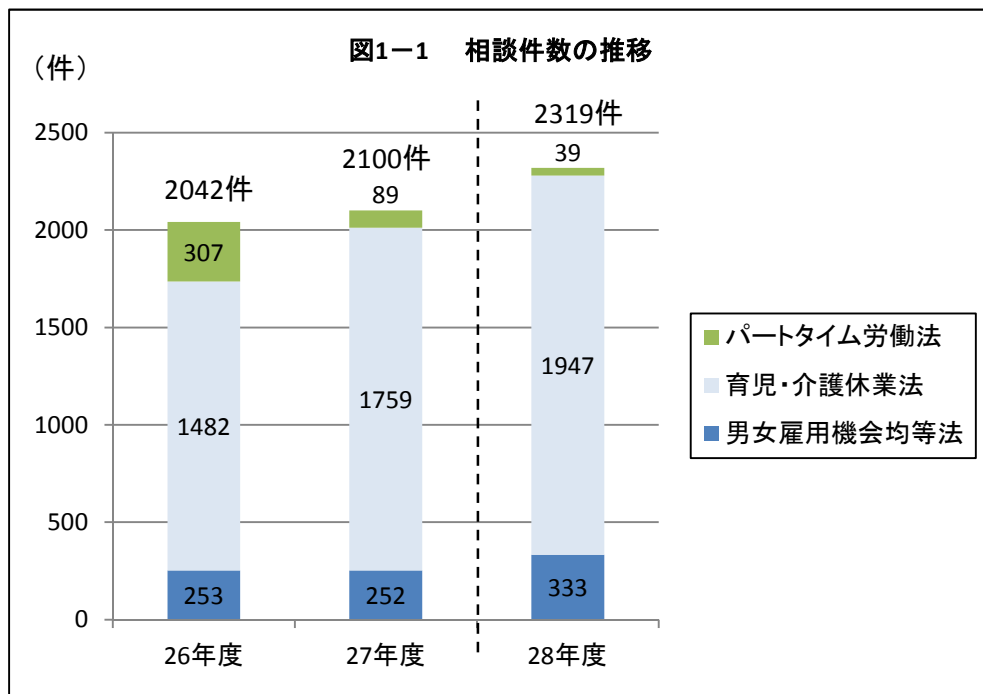
※ 相談件数についての留意事項

平成28年4月に労働局では組織見直しを行い、雇用環境・均等室を設置した。雇用環境・均等室では、これまで雇用均等室において受け付けていた男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する相談と併せて、総合労働相談コーナーで受け付けていた個別労働紛争に関する相談も一体的に対応するようになった。このため、相談を受け付けるに当たり、相談件数の計上方法についても変更を行ったことから、平成27年度以前とは単純比較できない。

(1)雇用環境・均等室への相談

◆平成28年度に雇用環境・均等室に寄せられた男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する相談は、2,319件。

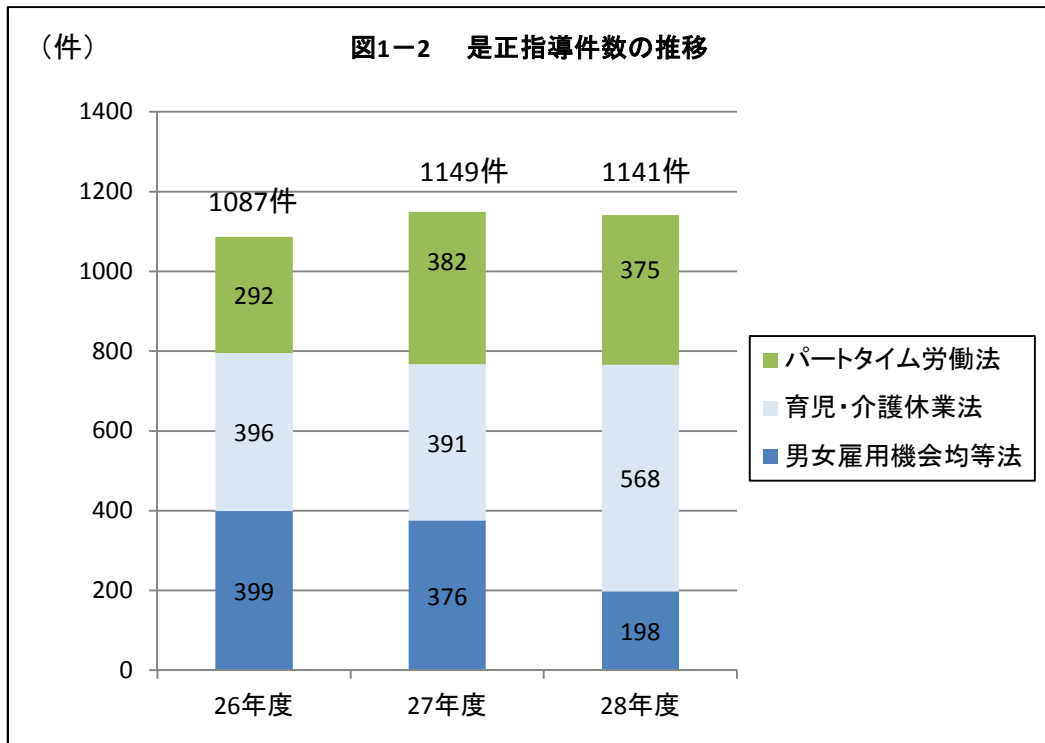
○平成28年度に、労働者や事業主等から雇用環境・均等室に寄せられた相談のうち、男女雇用機会均等法に関する相談は333件、育児・介護休業法に関する相談は1,947件、パートタイム労働法に関する相談は39件であった。(図1-1)



※ 相談件数について、平成27年度以前と平成28年度で算定方法が異なるため、単純比較できない。

(2) 雇用環境・均等室が行った是正指導

◆雇用環境・均等室が行った男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する是正指導は、1,141件(図1-2)。



2. 男女雇用機会均等法の施行状況

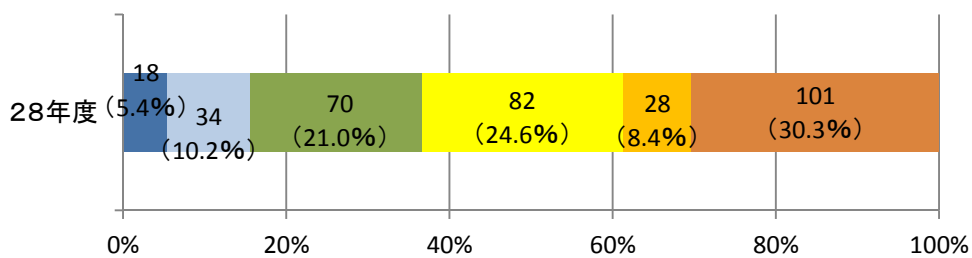
(1) 雇用環境・均等室への相談

- ◆相談件数は333件。
- ◆セクシュアルハラスメントに関する相談が最も多く、次いで妊娠・出産等を理由とするハラスメントに関する相談が多くなっている。

○相談内容別にみると、「セクシュアルハラスメント」が最も多く82件（24.6%）、次いで「妊娠・出産等ハラスメント」に関する相談が70件（21.0%）となっている。（図2-1）

○「婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」と「妊娠・出産等に関するハラスメント」の相談の合計は104件、全体の31.2%であり、セクシュアルハラスメントを超える相談が寄せられた。（表2-1）

図2-1 相談件数



- 性差別（募集、採用、配置、昇進、教育訓練、間接差別等）（第5条～8条関係）
- 婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（第9条関係）
- 妊娠・出産等に関するハラスメント（第11条の2関係）
- セクシュアルハラスメント（第11条関係）
- 母性健康管理（第12条、13条関係）
- その他

表2-1 相談内容の内訳

	(件)		
	28年度		
性差別（募集、採用、配置、昇進、教育訓練、間接差別等）（第5条～8条関係）	18	5.4	%
婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（第9条関係）	34	10.2	%
妊娠・出産等に関するハラスメント（第11条の2関係）	70	21.0	%
セクシュアルハラスメント（第11条関係）	82	24.6	%
母性健康管理（第12条、13条関係）	28	8.4	%
その他	101	30.3	%
合計	333	100.0	%

※ 相談件数について、平成27年度以前と平成28年度で算定方法が異なるため、単純比較できない。

(2)雇用環境・均等室が行った是正指導（男女雇用機会均等法第29条）

◆132事業所を対象に雇用管理の実態把握を行い、122事業所(92.4%)に対し、198件の是正指導を実施。(図2-2)

◆指導事項は母性健康管理に関する指導が最も多く、次いでセクシュアルハラスメント等に関する指導が多くなっている。

○指導事項の内容は、「第12条、13条関係（母性健康管理）」121件（61.1%）が最も多く、次いで「第11条関係（セクシュアルハラスメント）」の70件（35.4%）となっている。（図2-2）（表2-2）

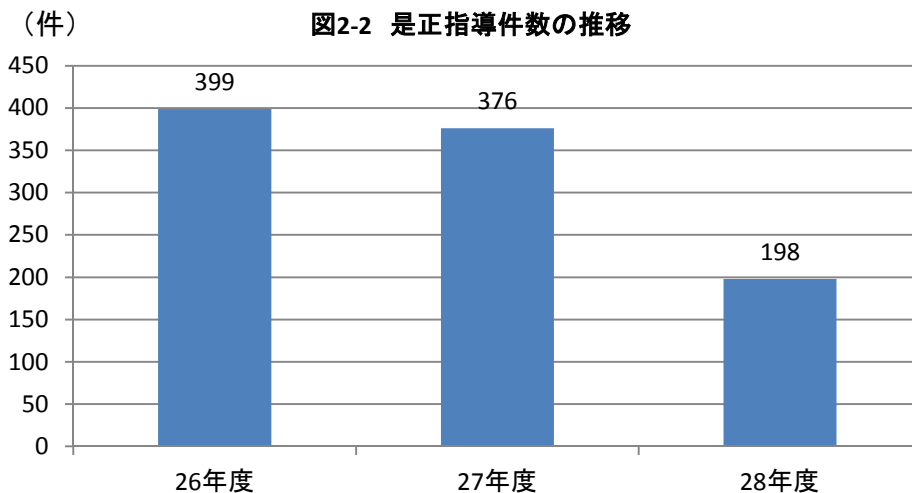


表2-2 是正指導件数の推移

	26年度			27年度			28年度		
	件数	割合	%	件数	割合	%	件数	割合	%
第5条関係(募集・採用)	2	0.5	%	5	1.3	%	0	0.0	%
第6条関係(配置・昇進・降格・教育訓練等)	1	0.3	%	3	0.8	%	1	0.5	%
第7条関係(間接差別)	0	0.0	%	0	0.0	%	0	0.0	%
第9条関係(妊娠・出産等不利益取扱い)	0	0.0	%	2	0.5	%	0	0.0	%
第11条関係(セクシュアルハラスメント)	236	59.1	%	226	60.1	%	70	35.4	%
第11条の2関係(妊娠・出産等に関するハラスメント)		0.0	%		0.0	%	6	3.0	%
第12条、13条関係(母性健康管理)	160	40.1	%	140	37.2	%	121	61.1	%
その他	0	0.0	%	0	0.0	%	0	0.0	%
合計	399	100.0	%	376	100.0	%	198	100.0	%

※ 第11条関係（セクシュアルハラスメント）について、平成27年度以前と平成28年度で算定方法が異なるため、単純比較できない。

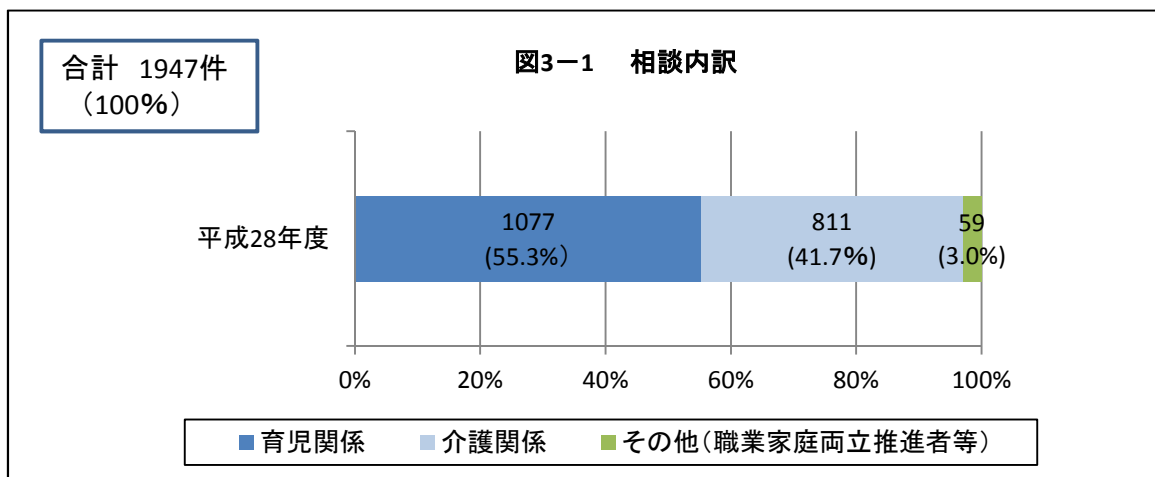
(3)紛争解決の援助

- ① 労働局長による紛争解決の援助(男女雇用機会均等法第17条)申立受理件数 0件
- ② 機会均等調停会議による調停(男女雇用機会均等法第18条)申請受理件数 0件

3. 育児・介護休業法の施行状況

(1) 雇用環境・均等室への相談

- ◆相談件数は1,947件。
- ◆育児関係の相談が1,077件(55.3%)、介護関係の相談が811件(41.7%) (図3-1)



○相談内容別に見ると、育児関係では「育児休業以外（子の看護休暇、所定労働時間の短縮の措置等）」が503件（46.7%）、「育児休業」が339件（31.5%）「育児休業に係る不利益取扱い」が95件（8.8%）の順となっている。（表3-1）

○介護関係では「介護休業以外（介護休暇、所定労働時間の短縮の措置等）」が464（57.2%）、「介護休業」が216件（26.6%）「介護休業等に関するハラスメントの防止措置」が71件（8.8%）の順となっている。（表3-1）

表3-1 相談内容の内訳

		28年度		
育児関係	育児休業	339	31.5	%
	育児休業以外	503	46.7	%
	育児・不利益取扱い(休業)	95	8.8	%
	育児・不利益取扱い(休業以外)	62	5.8	%
	育児ハラスメント	78	7.2	%
	小計	1077	100.0	%
介護関係	介護休業	216	26.6	%
	介護休業以外	464	57.2	%
	介護・不利益取扱い(休業)	31	3.8	%
	介護・不利益取扱い(休業以外)	29	3.6	%
	介護ハラスメント	71	8.8	%
	小計	811	100.0	%
その他(職業家庭両立推進者等)		59		
合計		1947		

※ 相談件数について、平成27年度以前と平成28年度で算定方法が異なるため、単純比較できない。

○労働者の雇用形態別で見ると、契約期間の定めのある労働者及び契約期間の定めのない労働者のいずれにおいても、「育児休業」に関する相談が半数を超え、「育児休業に係る不利益取扱い」に関する相談が4割を占めている（表3-2）。

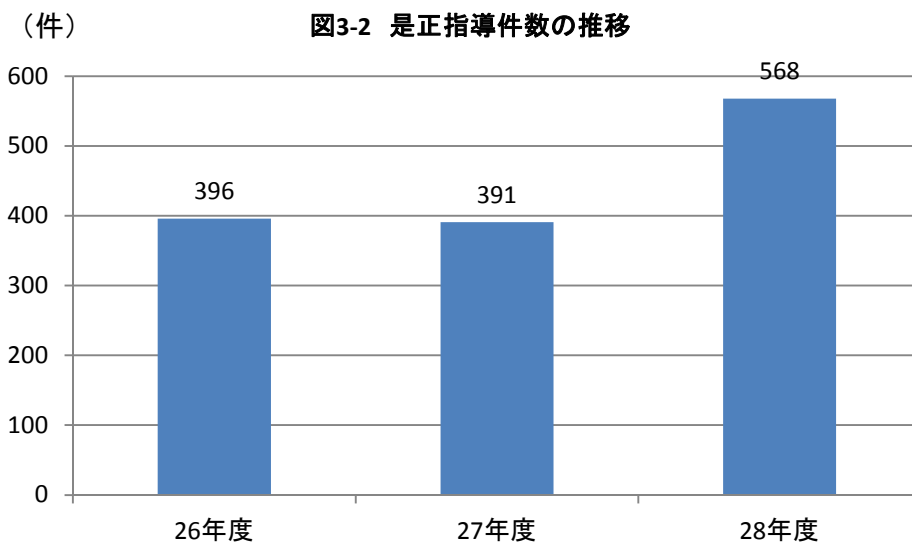
表3-2 雇用形態別 相談内容の内訳

相談内容	(件)					
	雇用形態別			契約期間の定めがある労働者		
	契約期間の定めのない労働者			契約期間の定めがある労働者		
育児休業(第5条関係)	27	54.0	%	12	54.5	%
介護休業(第11条関係)	2	4.0	%	0	0.0	%
育児休業に係る不利益取扱い(第10条関係)	20	40.0	%	10	45.5	%
介護休業に係る不利益取扱い(第16条関係)	1	2.0	%	0	0.0	%
合計	50	100.0	%	22	100.0	%

※ 雇用形態が把握できたものみの件数となっている。

(2)雇用環境・均等室が行った是正指導（育児・介護休業法第56条）

◆165事業所を対象に雇用管理の実態把握を行い、165事業所(100%)に対し、568件の是正指導を実施(図3-2)。



○指導事項の主な内容は、「所定労働時間の短縮措置等(第23条)」85件(15.0%)、「育児・介護休業関係」の74件(13.0%)「時間外労働の制限」の67件(11.8%)となっている(表3-3)。

表3-3 是正指導件数の推移

	26年度			27年度			28年度		
	件数	割合	%	件数	割合	%	件数	割合	%
育児・介護休業	63	15.9	%	54	13.8	%	74	13.0	%
休業等に係る不利益取扱い	0	0.0	%	2	0.5	%	0	0.0	%
子の看護休暇	24	6.1	%	17	4.3	%	39	6.9	%
介護休暇	35	8.8	%	33	8.4	%	50	8.8	%
所定外労働の制限	37	9.3	%	34	8.7	%	58	10.2	%
時間外労働の制限	46	11.6	%	45	11.5	%	67	11.8	%
深夜業の制限	16	4.0	%	22	5.6	%	53	9.3	%
所定労働時間の短縮措置等 (第23条)	80	20.2	%	70	17.9	%	85	15.0	%
所定労働時間の短縮措置等 (第24条)	8	2.0	%	4	1.0	%	0	0.0	%
休業などに関するハラスメント防止措置		-	%		-	%	12	2.1	%
その他	17	4.3	%	21	5.4	%	15	2.6	%
職業家庭両立推進者	70	17.7	%	89	22.8	%	115	20.2	%
合計	396	100.0	%	391	100.0	%	568	100.0	%

(3) 紛争解決の援助

- ① 労働局長による紛争解決の援助(育児・介護休業法第52条4)申立受理件数 0件
- ② 両立支援調停会議による調停(育児・介護休業法第52条5)申請受理件数 0件

4. パートタイム労働法の施行状況

(1) 雇用環境・均等室への相談

- ◆相談件数は、39件。
- ◆体制整備に関する相談が11件(28.2%)、次いで正社員転換措置に関する相談10件(25.6%)が多い(図4-1)。

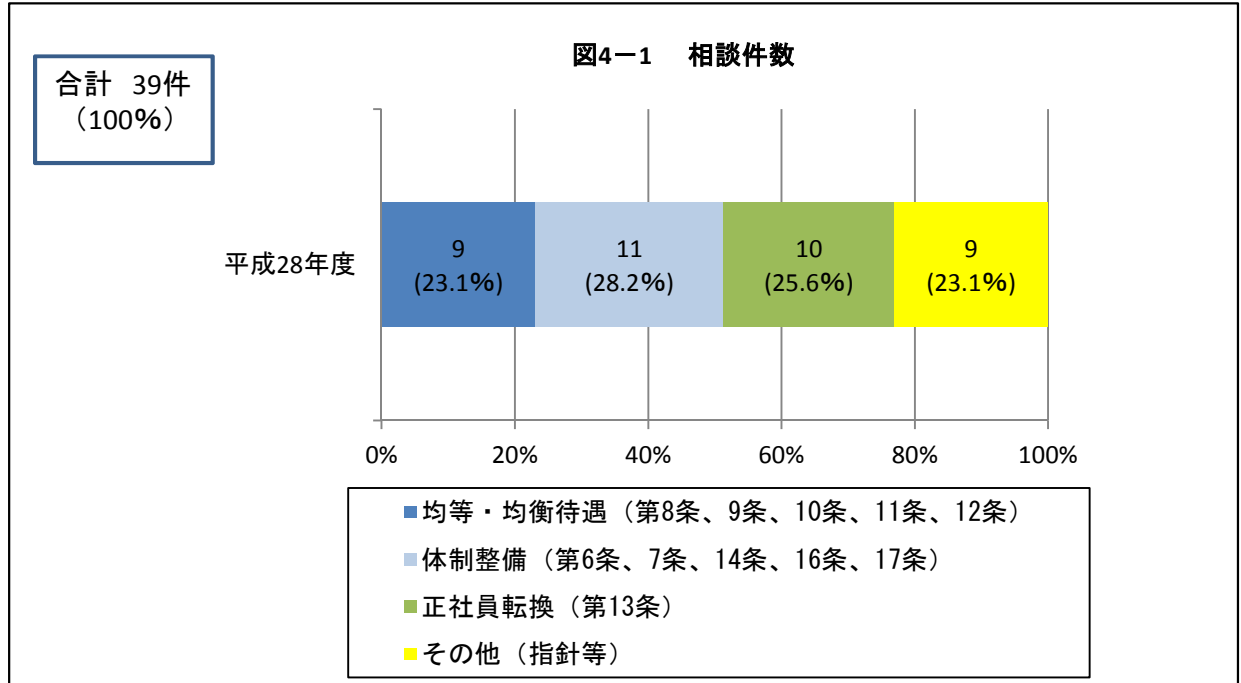


表4-1 相談内容の内訳

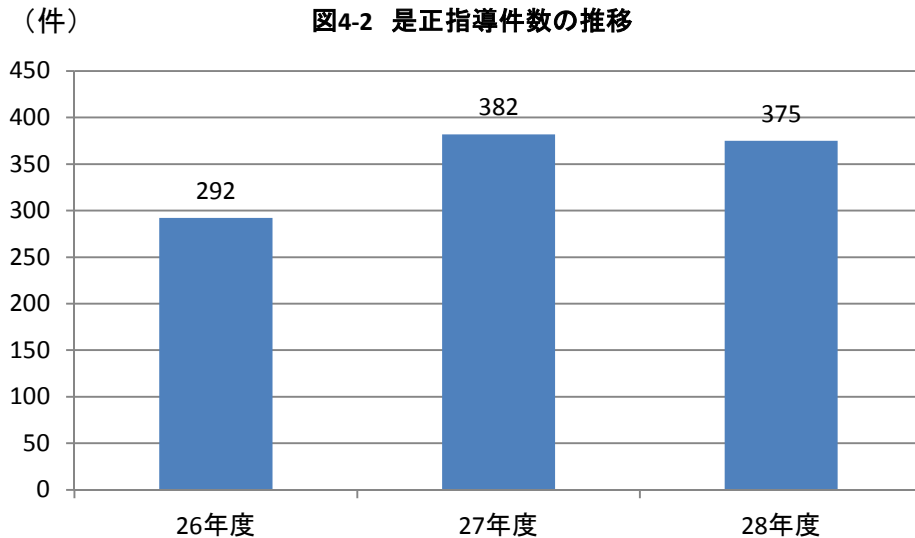
	28年度		
均等・均衡待遇(第8条、9条、10条、11条、12条)	9	23.1	%
体制整備(第6条、7条、14条、16条、17条)	11	28.2	%
正社員転換(第13条)	10	25.6	%
その他(指針等)	9	23.1	%
合計	39	100.0	%

※ 相談件数について、平成27年度以前と平成28年度で算定方法が異なるため、単純比較できない。

○相談内容別に見ると、体制整備に関する相談(第6条関係:労働条件の文書交付等)(第7条関係:就業規則の作成手続)(第14条第1項関係:措置内容の説明)(第14条第2項関係:待遇に関する説明)(第16条関係:相談のための体制整備)(第17条関係:短時間雇用管理者の選任)が11件(28.2%)で最も多く、次いで正社員転換措置(第13条関係)が10件(25.6%)となっている。(図3-1)(表4-1)

(2)雇用環境・均等室が行った是正指導（パートタイム労働法第18条）

◆121事業所に雇用管理の実態把握を行い、112事業所(92.6%)に対し、375件の是正指導を実施(図4-2)。



○指導事項の主な内容は、「第6条関係（労働条件の文書交付等）」が84件（22.4%）、「第13条関係（通常の労働者への転換）」が61件（16.3%）「第7条関係（就業規則の作成手続）」が59件（15.7%）となっている。（表4-2）

表4-2 是正指導件数の推移

項目	26年度			27年度			28年度		
	件数	割合	%	件数	割合	%	件数	割合	%
6条（労働条件の文書交付等）	39	13.4	%	79	20.7	%	84	22.4	%
7条（就業規則の作成手続）	91	31.2	%	77	20.2	%	59	15.7	%
9条（差別的取扱いの禁止）	0	0.0	%	0	0.0	%	0	0.0	%
10条（賃金）	0	0.0	%	4	1.0	%	3	0.8	%
11条（教育訓練）	0	0.0	%	1	0.3	%	0	0.0	%
12条（福利厚生施設）	0	0.0	%	0	0.0	%	0	0.0	%
13条（通常の労働者への転換）	62	21.2	%	51	13.4	%	61	16.3	%
14条（措置の内容等の説明）	0	0.0	%	54	14.1	%	56	14.9	%
15条（指針関係）	64	21.9	%	45	11.8	%	27	7.2	%
16条（相談のための体制の整備）	0	0.0	%	41	10.7	%	46	12.3	%
17条（短時間雇用管理者）	36	12.3	%	30	7.9	%	39	10.4	%
合計	292	100.0	%	382	100.0	%	375	100.0	%

(3) 紛争解決の援助

- ① 労働局長による紛争解決の援助(パートタイム労働法第24条)申立受理件数 0件
- ② 均衡待遇調停会議による調停(パートタイム労働法第25条)申請受理件数 0件